外国人材の受入れと多文化共生の推進

国と地方自治体の多文化共生政策

働者の受入れが始まった。 めた。2019年4月には、 で今後5年間に最大34万5千 留資格「特定技能」を創設し、 国人労働者受入れのための在 法が成立し、政府は新たな外 の総合的対応策」をとりまと 国人材の受入れ・共生のため た。併せて同月下旬には「外 人を受け入れることとなっ 「特定技能」による外国人労 2018年 外食、建設など14業種 12 月、 改正入管

6万人となっている。 在留外 少し、68万2千人となった 2年10月に前年から僅かに減 が、その後急増し、 大震災の影響で一時期減った 融危機と2011年の東日本 018年10月末現在、約14 が、そこから急増を始め、2 東日本大震災の影響で201 がある。外国人労働者の数は 働者が既に急増している現実 な人手不足があり、外国人労 人数も2008年の世界金 新方針策定の背景には深刻 2 0 1 9

> 2%を占めている。 となり、日本の総人口の約 年6月末現在、 約283万人

的に認めないという。 5年とし、家族の帯同は基本 外国人材の在留期間の上限を とは異なる」ことを強調し、 して以来、 力会議合同会議で「外国人材 いない。今回も、「移民政策 ように配慮」することを強調 に「移民政策と誤解されない の活用」方針を打ち出した際 経済財政諮問会議・産業競争 政府は、2014年4月の その姿勢を変えて

政策」とも呼ばれる。 れる。後者は海外では る「多文化共生政策」に分か 社会の構成員として受け入れ と、入国した外国人を支援し に関わる「出入国管理政策」 をどの程度の規模で認めるか は、どのような外国人の入国 外国人受入れに関する政策 「統合

争となった。その呼び方にか 受け入れる外国人労働者を を巡る国会審議では、新たに 「移民」と呼ぶかどうかが論 2018年の改正入管法案

人々が活躍する新しい社会の

動を始めた。

そして外国人も含めた多様な

足 期の滞在だとしても就労・生 共生政策のニーズは増し、 者の受入れが成功する鍵は多 や軋轢が起きにくいからだ。 活環境が良ければ外国人の満 長期化すればするほど多文化 文化共生政策にある。滞在が かわらず、新たな外国人労働 度が上がり、 社会との摩擦 短

でいく可能性が高い。人口減 る。長期的にみれば、外国人 以 は今後40年間で2500万人 少が進み、 2008年をピークに人口減 ることは間違いない。日本は ばないとしても、定住者であ 本的に見直し、 少を前提に社会のあり方を抜 0 在する外国人を「移民」と呼 められることになる。10年滞 更なる増加と定住化が進ん 上の減少が見込まれてい 特に生産年齢人口 女性や高齢者

形成が求められている。

の取組 1970~2000年代

1

もが通う学校では、 み、1990年の改正入管法 外国人労働者の受入れが進 0年代後半になると、新たな た在日コリアンの多い川崎市 外国人住民の多数を占めてい の取組は大きく遅れてきた。 生政策は主に外国人住民の多 る。だが日本では、多文化共 して取り組むべき分野であ 政策は国と地方自治体が連携 ラブルが起き、 に、ゴミ出し、 する外国人が急増した。外国 で南米出身の日系人を中心と 施行によって、主に東海地方 策に取り組み始めた。198 人権の観点から外国人住民施 や大阪市といった自治体が、 い自治体がこれまで担い、 省)の所管だが、多文化共 人が集住する公営住宅を中心 1970年代前半に当時の 出 入国管理政策は 外国人の子ど 騒音などのト いじめや 玉

計で8年から10年の滞在が認 能への移行が可能なので、合 る在留期間は5年であるが、

特定技能外国人に認められ

技能実習生の場合は、特定技

山脇 啓造

知県、 文化共生推進協議会を立ち上 県、三重県及び名古屋市が多 た。2004年3月には、 国人受入れ体制の整備を求め を宣言するとともに、国に外 人住民が共生する社会づくり を発表し、日本人住民と外国 た。同年10月に 国人集住都市会議を結成し 市町が、2001年5月に外 豊田市、 者が急増した浜松市や愛知県 導体制の整備に取り組んだ。 支援、また学校での日 供や生活相談、日本語 の観点から多言語での情報提 そうした自治体では、 不就学などの問題も起きた。 1990年代に外国人労働 同様に国に対する提言活 群馬県、 群馬県大泉町など13 岐阜県、 「浜松宣言」 本語: 教室

明治大学国際日本学部教授

社会の構成員として共に生き ちがいを認め合い、対等な関 異なる人々が、互いの文化的 推進に関する研究会」報告書 なった総務省「多文化共生の 増加した。同プランのもとと 針や計画を策定する自治体が めた。それ以降、そうした指 進する指針や計画の策定を求 国の自治体に多文化共生を推 省は「地域における多文化共 ていくこと」と定義されてい 係を築こうとしながら、 には、「地域における多文化 生推進プラン」を策定し、 こうした自治体の動きを受 2006年3月、 が「国籍や民族などの 地域 全

府が初めて策定した多文化共 応策」も策定された。日本政 の外国人』に関する総合的対 備するため、「『生活者として なって外国人の生活環境を整 6年12月には政府が一体 を打ち出したことで、200 としての外国人」という観点 また、同プランが「生活者 政策の基本方針と لح

は2009年1月に内閣府に 者の多くは解雇された。政府 系人を中心とする外国人労働 気は急速に悪化し、 ン・ショック以降、 2 0 0 8 年9月のリー 日本の景 南米系日 マ

> 言は、「文化的多様性を都市 トの最後に採択された東京官 の3首長が参加した。サミッ 松市長、新宿区長、大田 らが参加し、日本からは、浜 加した。韓国からは水原市長

創造、成長の

担当の指導主事や教員等を対

教員の配

外国人児童生徒

組んだ。 定住外国人施策推進室を設置 外国人労働者支援に取り

源泉とする」ことを謳って

11

方、201

0年代に

は

2 |2010年代の取

2012年1月に東京で開催 ティ)サミットである。欧州 (インターカルチュラルシ された日韓欧多文化共生都市 の第2ステージ)と呼んでい 化共生2.0」(多文化共生 とみなす観点に次第に移って を支援の対象とみる観点から を合わせたものとなった。一 府の取組は日系外国人に焦点 外国人施策に関する基本指 ラルシティ・プログラムの会 して始めたインターカルチュ を活かした都市づくりを目指 からは、欧州評議会が多様性 る。その契機となったのが、 いった。これを筆者は「多文 外国人を地域づくりの担い手 方、自治体の施策は、外国人 を策定すると、それ以降、政 2 10 年8月に日系定住 針 ろう。

バル化への貢献」という て、「地域の活性化やグロ 支援」、「生活支援」、「多文化 定し、「コミュニケーション に「多文化共生事例集」を策 て、総務省は2017年3月 治 こうした2010年代

区長

(現ポルトガル首相) らが参

都

市であるリスボン市長

策定を目

ている。今後、安芸高田市の を踏まえ、外国人材の地域へ 多文化共生の観点に立った地 基本目標に掲げた。これは、 なる魅力的な地域づくり」を ンでは、「移住・定住したく 策定された同市の第2次プラ 万人) である。2018年に 広島県安芸高田市(人口約3 多文化共生プランを策定した ような自治体が増えていくだ 生支援を行う」ことが記され の定着に向け、受入支援や共 て、「新たな在留資格の創設 文化共生の地域づくり」とし 本方針2019」でも、「多 19年6月に閣議決定された 方創生の取組と言える。20 んだ。代表例が2013年に ても、多文化共生の取組が進 な地方の小規模自治体におい 少子高齢化や人口減少が深刻 まち・ひと・しごと創生基 なお、20 1

生の地域づくり」に加え 体の新しい動きを踏まえ 一の自 1

> えて、2019年10月に、新 年12月の入管法改正等を踏ま たな多文化共生推進プランの している。さらに、2018 な多文化共生施策の柱を提起 指した研究会を立ち

制定している。 進を目指した「オリンピック 身者に対する不当な差別的 様な性の理解」と「本邦外出 京都も2018年10月に、「多 例としても全国初となる。東 であり、多文化共生と男女共 化共生の条例としては全国初 る。差別解消を目指した多文 処理の仕組みを規定してい の差別の解消を目指し、苦情 や性的少数者(LGBT)へ 民族の違いを理由にした差別 策定した。同条例は、国籍や 文化共生を推進する条例」を を認め合い男女共同参画と多 は2018年3月に「多様性 条例」を策定した。世田谷区 トスピーチへの対処に関する である。大阪市は2016年 体のもう一つの新しい動きと 憲章にうたわれる人権尊重 同参画の両者を取り上げた条 1月に全国に先駆けて「ヘイ への偏見や差別に対する取 して注目されるのは、外国 一念の実現を目指す条例」を の解消に向けた取組」の 0年代の自 人

3 学校教育と多文化共生

進める必要があるが、次世 入れている分野でもある。 野の取組である。多文化共生 から重要なのが、学校教育 の育成という中長期的な観 めには、様々な分野の取組 多文化共生社会の形成 組む横浜市が特に力を 分

リーマン・ショック後に一次 991年の5463人から、 文科省が統計をとり始めた1 生徒は4万485人(約 た。日本語指導等に対応した 科省は様々な対策をとってき 児童生徒の増加に応じて、 川県、東京都、 愛知県が突出して多く、神奈 の都道府県別内訳をみると、 導が必要な外国人児童生徒数 1万274人いる。日本語 導が必要な日本籍児童生徒も している。 減少したものの、大きく増 43%)である。この数は、 本語指導が必要な外国籍児童 33人である。そのうち、日 る外国人児童生徒は9万31 日本の公立学校に在籍して れば、2018年5月現在、 文部科学省(文科省)によ 990年代以降の外国 加えて、日本語 静岡県が続く。 文 加

多文化共生の観点を取り入れ 作成、2019年改訂)は、 受入の手引き」(2011年 る。特に、「外国人児童生徒 などである。また、各種教材 地域の支援事業、外国人児童 童生徒教育を推進するモデル 指導のための指導者養成研修 資料の作成にも力を入れてい 研修モデルプログラムの開発 生徒教育を担う教員の養成・ 日本語能力を把握する仕組み カリキュラム及び児童生徒 教科指導をつなげるJS 会の開催、 象とした連絡協議会や日本語 ており注目に値する。 (第二言語としての日 日本語初期指導と 開発、 外国人児 1本語

とも大きな前進と言える。 得に困難のある児童に対する 習指導要領(2017年3月 み込まれ、 題に応じて特別に増員される 程」に位置づけられることに 指導」として、「日本語の習 な配慮を必要とする児童への 公示)では、 置されるようになった。新学 語指導が児童生徒数に応じて 加配定数に含まれていた日本 日本語指導が「特別の教育課 さらに、2014年には、 本語指導」が明記されたこ 「動的に決まる基礎定数に組 2017年からは、 安定的に教員が配 初めて、「特別 課

い自治は 0) の配置、 指導等を担当する教員、 方、 外国人児童生徒の多

となった取組が欠かせない。 ない。地域のボランティアな が連携して、 国人児童生徒の教育のために 活発に行われてきている。外 支援活動も、これまで各地で ど市民団体による外国人児童 を定めているところも少なく 自治会・町内会や市民団体等 は、学校を中心に、保護者、 生徒の日本語や教科学習への 国人児童生徒教育の基本指針 成などを行ってきている。外 の設置、各種教材・資料の作 本語指導教室、教育相談窓口 連絡協議会や研修会の 拠点校・センター校や日 体では、独自に日本語 担当教員や支援員等 日本語指導協力者等 地域社会が一体

か、 日 そも日本語指導が必要かどう 約2割が日本語 を担当する教員が日本語教育 め、この割合は更に高い可 指導を受けていないし、そも 本語指導が必要な児童生徒の されているとは言い難い。日 受入体制はいまだ十分に整備 てきたが、外国人児童生徒の これらの取組が約30年続い 専門知識と経験を持って がある。 している場合が多いた 本語能力を測定せずに また、日 指導等特別な 本語指導 能

なることも判明した。

ていない自治体が37・3%と いる家庭に就学案内を送付し 当の年齢の外国人の子どもが

16 · 3 %

小中学校新入学相

案内を行っていない自治体が

千人を含めて、不就学になっ 学校等のいずれにも就学して どもの不就学状況の調査も行 019年度には、外国人の子 で2・7倍高くなった。 学も就職もしていない者の率 非正規就職率で9・3倍、 ないことも多 た。住民登録手続の際に就学 約2万人となることを公表し ている可能性がある子どもは いないことが確認できた者1 い、義務教育諸学校、外国人 た、進学率では全高校生等の で7・4倍、就職者における 生等と比較すると中途退学率 進路状況については、全高校 て明らかとなった。日本語指 校生の中退・進路状況が初め 割程度となった。また、 が必要な高校生等の中退 2018年度の文科省の調 日本語指導が必要な高 ま 2 淮

署の設置を求めるプランを策 ジョンが欠けていることにあ 大 る指針・計画の策定や担当部 る。前述のように、 は、 こうした問題の根本的 治体に多文化共生を推進す 国に外国人受入れのビ 総務省は な原

> 国の姿勢に基本的な問題があ 外国人学校の存在等を理由 な方針を示す」ことを求めて 徒等教育における国の基本的 るとともに、「外国人児童生 国人児童生徒等教育」を掲げ 年6月)は、「これからの外 対する教育支援に関する有識 における外国人児童生徒等に にはそうした指針が存在しな る自治体があっても、文科省 児童生徒教育の指針を策定す 化共生の観点に立った外国人 計画も担当部署も存在しな 多文化共生を推進する指 増えている。一方、国には、 すことは適切ではないという いる。更に言えば、これまで、 て、「多文化共生に基づく外 ての基本的な考え方」とし 国人児童生徒等教育にあたっ 者会議」の報告書(2016 い。文科省が設置した「学校 い。学校教育分野でも、多文 定し、それを受け、 [や部署を設置した自治体が 外国人に就学の義務を課 指針・計 針や

> > まった。

6

今後の 課

による看護師・介護福祉士候 推進してきた。 高度人材や留学生の受入れを 化に対応すべく、 玉 はこれまで、 経済連携協 グロー 外国から バ 定 0 ル

> して2019年4月に、「特 技能実習制度を拡充した。そ 年から5年に延長するなど、 法が施行され、 設し、同年11月には技能実習 月に「介護」の在留資格を創 け入れている。2017年 によって少数ながら難民も受 いる。また、第三国定住制 分野の外国人材も受け入れ 区において家事や創業、 2015年以降、 補者の受入れも進めてきた。 定技能」 外国人の受入れが始 実習期間を3 国家戦略 農 度 9 7

参考に、国は多文化共生社会 不可欠である 法の制定と担当 そうしたビジョンの実現に取 業や市民団体等が連携して、 る。そして、 のビジョンを描く必要があ い。今こそ、 的方向性は定められていな 全体の基本理念や政策の基 前述のように、外国人受入れ は少しずつ拡大してきたが、 社会統合)を推進する基 こうして、 ·組むためには、多文化共生 国と自治体、 自治体の取組 外国人の受入れ 「組織の設置 企 を 本

都道府県に基本計画の策定を くりの基本理念を定め、国 制定が含まれていない。 多文化共生を推進する法律 目的 今回の総合的対応策には、 は、 多文化共生社会づ 同 法

があり、 には、 のである 社会基本法」の制定が必要な 害者施策、 り組む男女共同参画施策、 より効果的なものとなるだろ 携も進み、 を制定してこそ、 整備することにある。 義務づけ、 国や自治体が連携して取 企業や市民団体等との連 施策を推進する基本法 同様に「多文化共生 高齢社会対策など 地域社会の取組が 施策の推進体制を 国と自治 基本法 障

される。 援課が、 理に加え、「在留支援」に力 策を担うこととなっている なり、 の実現」に取り組んでいくこ なって「外国人との共生社会 調整機能の下、政府が一丸と 管理庁を設置し、 を入れることができるか懸念 んできた出入国管理や在留管 が、法務省がこれまで取り組 管理部と在留管理支援部から ととなった。同庁は、出入国 管理局を拡充して出入国在留 19年4月に法務省の入国 国の担当組織としては、 後者に置かれた在留支 外国人支援や共生施 同省の総合 2

共生に関する科目を拡充するおは、一次では、ではいる日本語教育や多文化に、教員養成課程のおいるのででが必要でいます。これでは、多文化はおける日本語教育を本における日本語教育を表す。

児童生徒も日本人児童生徒と を満たした外国人学校も学校 である。さらに、外国人児童 タを整備することも国の役割 設置が望まれる。また、 あろう。 であることを明確にすべきで 同様に義務教育諸学校の対象 ると位置付けた上で、外国人 教育法上の「学校」に相当す 障するためには、一定の要件 生徒の教育を受ける権利を保 教育を担当する教員 とともに、 人児童生徒に関する各種デー 外国人児童生徒等 の資格の 外国

して行 とである ネートする人材が必要であ ともに、 化共生の指針や計画を定める 部署を定めるとともに、多文 は以下の三点である。 成に向けた自治体の主な課題 域づくりの る。第三に、多文化共生の地 組むことである。そのために 担当部署間の連携を進めると 共生と人権や教育など庁内の ことである。第二に、多文化 に、庁内に多文化共生の担当 そうした連携をコーディ それを社会に発信するこ 方、多文化共生社会の形 政と民間の連携に取り 市町村と都道府県そ 成功事例をつく 第

化共生の学校づくりである。進める上で鍵となるのは多文をある。

る。 以 先進事例がある。多文化共生 は多文化共生の学校づくりの 店、2005年、 ちょう小学校の挑戦』 共 0) で紹介したように、 下の三つの取組が重要であ |戦』明石書店、 学校づくりを進めるには、 生の学校づくりー横浜市の 生の学校づくりー横浜市 が二つの著書 2019年 『新 多文化 (『多文化 横浜市に 明石書

である。 化共生の理念を学校運営方針 育段階から始めてこそ効果が が、そうした取組は、義務教 践への関心が高まっている 持った人々と協働する教育実 ために、多様な文化背景を では、グローバル人材育成の る。近年、 ジョンとリーダーシップであ づくりを目指した校長のビ 0) あ 中に位置付けることが重要 ると言えよう。校長が多文 一つは、 大学や一部 多文化共生の学校 で高校

次に、市民的アイデンティ次に、市民的アイデンティ文化的背景を持つ人々がいる文化的背景を持つ人々がいることを児童生徒が理解することを児童生徒が理解することが大切である。そのためにとが大切である。そのためにとが大切である。そのためにとが大切である。そのためにとが大切である。そのためにとが大切である。そのためにとが大切である。

いても、 る。 取り入れることが有効であ 発表会のような学校行事にお 学ぶ機会を設けることが望ま 児童生徒がその言語や文化を に達した学校では、そうした 望む児童生徒が、一定の人数 同じ言語と文化を学ぶことを に、長い間、実践されてきた。 の多い関西の小中学校を中心 こうした教育は在日コリアン 保障する教育が必要である。 けていきたい。さらに、エス アイデンティティにも結びつ とが必要だろう。 ンなど外国人の定住化につい を学ぶ。その際、在日コリア 地域社会の構成員であること ティ しい。さらに、運動会や学習 ニック・アイデンティティを ティを出発点に、地球市民的 である。 一員としてのアイデンティ 歴史的な理解を深めるこ 育成のため 誰もが日本社会そして 多文化共生の観点を 国籍の如 の教育も重 地域社会の 何にかかわ

文化 を認 慮することが大切である。」 うとする姿勢を育てるよう配 を通じて、 国児童や外国人児童, つながる児童と共に学ぶこと (2017年7月) では、 を理解し共に生きていこ L い学習指 広い視野をもって異 互いの長所や特 導要領解説 外 国に 帰 性

治会・ 信を行うことが望まし 共生の学校づくりに関する や地域住民に向けて、 ある。また、 援体制を整えることが重要で 習そして多文化共生教育の支 つくり、日本語学習や教科学 ティア団体からなる連絡会を ごとに、教職員と保護者と自 アの協力が欠かせない。学校 て教科 な児童生徒の日本語教育そし 携である。 三つ目 地域の日本語ボランティ 町内会や地域のボラン 学習 は、 日本語指導が必 の支援のために 学校が、 学校と地 多文化 保護者 域 0)

に加筆修正したものである。 ・本稿は山脇啓造「多文化共生の ・本稿は山脇啓造「多文化共生の